

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道201号(八木山バイパス)

(福岡県糟屋郡篠栗町篠栗から福岡県飯塚市内住まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道201号 (有料道路名 : 八木山バイパス)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県糟屋郡篠栗町篠栗 から  
福岡県飯塚市内住 まで

(ロ) 延 長 5.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第3種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県糟屋郡篠栗町篠栗 から 福岡県飯塚市内住 まで	60	5.7	

(ニ) 設計自動車荷重      245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員      3.25メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県糟屋郡篠栗町篠栗 から 福岡県飯塚市内住 まで	4 車線	4 車線	4車線化



## 別 紙 1

## (又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道201号	福岡県糟屋郡篠栗町 篠栗	平面接続	
町道内住地区2号線	福岡県糟屋郡篠栗町 内住	立体接続	
県道飯塚大野城線	福岡県飯塚市 内住	立体接続	筑穂インターチェンジ

## (4) 工事予算

7, 259 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

イ 福岡県糟屋郡篠栗町篠栗(STA0+80)から福岡県飯塚市内住(STA39+15)

平成 35 年 4 月 1 日

ロ 福岡県飯塚市内住(STA39+15)から福岡県飯塚市内住(STA42+53)

平成 31 年 5 月 1 日

ハ 福岡県飯塚市内住(STA42+53)から福岡県飯塚市内住(STA57+71)

平成 35 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 37 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,545 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

8,161 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道201号(八木山バイパス)

(福岡県飯塚市内住から福岡県飯塚市弁分まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道201号 (有料道路名 : 八木山バイパス)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県飯塚市内住 から  
福岡県飯塚市弁分 まで

(ロ) 延 長 7.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第3種第2級(道路構造令)



別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県飯塚市内住 から 福岡県飯塚市弁分 まで	60	7.6	

(ニ) 設計自動車荷重      245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員      3.25メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県飯塚市内住 から 福岡県飯塚市弁分 まで	4 車線	4 車線	4車線化



別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道飯塚大野城線	福岡県飯塚市 内住	立体接続	筑穂インターチェンジ
市道舍利蔵線	福岡県飯塚市 舍利蔵	立体接続	穂波西インターチェンジ
一般国道200号	福岡県飯塚市 弁分	立体接続	穂波東インターチェンジ

(4) 工事予算

3,741 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 37 年 3 月 31 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、  
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 42 年 3 月 31 日

別 紙 1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 327 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 133 百万円)(消費税込み)